

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和35年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月26日から同年8月1日まで

昭和23年から58年までA社に勤務したが、同社D工場から同社C工場へ転勤した際の1か月間の年金記録が無い。年金事務所から指摘されるまで気が付かなかった。申立期間も継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提供された人事情報台帳及び同社D工場に保管されている厚生年金資格喪失者名簿に昭和35年7月26日に転勤のため資格喪失した旨が記載されていることから、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年7月26日に、同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年8月のA社C工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月26日から同年4月3日まで

A社の厚生年金保険の資格取得日が平成3年4月3日になっているが、雇用保険は、同年3月26日に資格取得しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人に係るA社の賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人は、同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に申立人の資格取得日が平成3年4月3日と記載されていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年11月1日から同年12月1日まで
昭和39年12月1日にA社B支店から同社C支店に異動したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、同僚から提出された給料支払明細書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年12月1日に、同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る昭和39年10月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同時期にA社B支店から同社C支店に異動した同僚13人全員が同社B支店において昭和39年11月1日に被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同社C支店において被保険者資格を取得しており、申立てと同様の被保険者期間の欠落が確認できることから、事業主が同年11月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年6月までの期間及び48年5月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から47年6月まで
② 昭和48年5月から50年12月まで

申立期間当時は生命保険も加入していた。グリコ森永事件の時、生命保険をやめたが、国民年金には加入し納付もした。なぜ、昭和51年1月から突然納付になっているのか、それ以前は未納になっているのか、間違いなく国民年金はずっと支払っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月頃に払い出されており、その時期を基準とすると、申立期間①の国民年金保険料は、時効により納付することができず、申立期間②の保険料については、時効により一部が納付できない期間である上、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人は、現在所持している年金手帳以外に交付を受けた記憶が無いと述べている上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及び申立人の元妻は、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の記憶が明確ではなく、申立人の保険料納付を裏付ける関係者の証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月、6年1月、同年3月、同年4月、同年6月から同年10月までの期間及び同年12月から7年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月
② 平成6年1月
③ 平成6年3月及び同年4月
④ 平成6年6月から同年10月まで
⑤ 平成6年12月から7年5月まで

国民年金へ加入した後は母親が国民年金保険料の納付をしていたが、一人暮らしを始めた頃から生活していくのが大変だったので納めないこともあった。A市から実家のB市に戻るとき、母親からお金を借りて、滞納していた申立期間の国民年金保険料をC区役所でまとめて納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年6月頃に、申立期間に係る国民年金保険料を1回のみ遡ってまとめて納付したと述べているところ、申立人のオンライン記録によると、9年7月30日に、申立期間直後の7年6月、同年7月、同年11月、8年1月から同年6月まで、同年8月、同年10月、同年11月、9年2月及び同年3月の合計14月分の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人が遡ってまとめて納付した過年度保険料は当該期間の保険料であると考えられ、この納付年月日を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をA市C区役所で遡ってまとめて納付したと述べているが、同区役所では過年度保険料を納付することはできない上、申立人の申立期間当時の保険料納付に係る記憶が明確ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間当時の保険料納付状況について関係者の証言も得られないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。